

1. 過去の大きな地震による地震保険金一覧(支払額順)

| | 地震名等 | 発生年月日 | 支払件数 (件) | 支払保険金 (億円) |
|----|--------------------|------------------|-------------|---------------|
| 1 | 平成 23 年東北地方太平洋沖地震 | 2011 年 03 月 11 日 | 826,110 | 12,894 |
| 2 | 平成 28 年熊本地震 | 2016 年 04 月 14 日 | 215,642 | 3,909 |
| 3 | 令和 4 年福島県沖を震源とする地震 | 2022 年 03 月 16 日 | 320,920 | 2,654 |
| 4 | 令和 3 年福島県沖を震源とする地震 | 2021 年 02 月 13 日 | 245,982 | 2,509 |
| 5 | 大阪府北部を震源とする地震 | 2018 年 06 月 18 日 | 159,369 | 1,248 |
| 6 | 平成 7 年兵庫県南部地震 | 1995 年 01 月 17 日 | 65,427 | 783 |
| 7 | 令和 6 年能登半島地震 | 2024 年 01 月 01 日 | 81,544 | 744 |
| 8 | 平成 30 年北海道胆振東部地震 | 2018 年 09 月 06 日 | 73,871 | 536 |
| 9 | 宮城県沖を震源とする地震 | 2011 年 04 月 07 日 | 31,018 | 324 |
| 10 | 宮城県沖を震源とする地震 | 2021 年 03 月 20 日 | 23,529 | 189 |

(注 1) 日本地震再保険株式会社調べ(2023 年 3 月 31 日時点)。

(注 2) 「令和 6 年能登半島地震」は、一般社団法人日本損害保険協会調べ(2024 年 3 月 31 日現在)。

(注 3) 支払保険金は、千万円単位で四捨五入を行い算出。

2. 令和 6 年能登半島地震に係る損保協会の取組みについて

(1) 体制および相談窓口等

・「2023 年度自然災害対策本部」を設置して、万全の体制で対応にあたっています。

ア. そんぽ ADR センター

損害保険に関するご相談は、そんぽ ADR センターで受け付けております。

<日本損害保険協会の相談窓口：そんぽ ADR センター>

ナビダイヤル：0570-022808 (全国共通・通話料有料)

※受付時間：平日 9 時 15 分～17 時 00 分 (土・日・祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会に限ります。

<自然災害等損保契約照会センター>

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間：平日 9 時 15 分～17 時 00 分 (土・日・祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く)

(2) 各種損害保険の特別措置の実施

ア. 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について

令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、最長 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)まで猶予する特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2024 年 7 月末日まで猶予いたします。

2. 保険料の払い込み猶予

災害救助法の適用日から6か月後の末日（2024年7月末日）までに払い込むべき保険料の払い込みについて、2024年7月末日まで猶予いたします。

イ. 自賠責保険について

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき自動車検査証の有効期間が延長された地域に使用の本拠を有する自動車等について、次のとおり自賠責保険の継続契約の締結手続きおよび継続契約の保険料の払い込みを猶予する特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

継続契約の締結手続きについて、2024年5月31日まで猶予できるものとします。

2. 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込み猶予について、最長6か月後の末日（2024年7月末日）まで猶予できるものとします。

(3) 共同調査の実施

迅速な損害調査・保険金支払に向けて業界一丸となって対応を進めています。その一環として、火災・津波による被害が発生している地域および倒壊建物を対象とした共同調査を実施しました。

調査の結果、火災・津波被害については「全損地域」および「一部全損地域」、倒壊建物については「全損建物」および「全損の可能性が高い建物」を認定しています（※）。

（※）共同調査のニュースリリース

- ・2月9日付「令和6年能登半島地震にかかる共同調査の認定結果公表について」

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i00000016dc-att/240209_01.pdf

- ・3月1日付「令和6年能登半島地震にかかる倒壊建物を対象とした共同調査で「全損建物」を認定」

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i0000001ue8-att/240301_01.pdf

今般の地震に関する地震保険等の保険金のご請求、ならびに、特別措置の取り扱い等に関して、詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

令和6年能登半島地震に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。<https://www.sonpo.or.jp/news/ното/index.html>

以上